

## 韓国特許制度の最新の動向について

### 1. 方法の発明の実施行為として「方法の使用を申し出る行為」を追加

- 施行日：2020年3月11日
- 内容

**方法の発明の実施行為に、「方法の使用を申し出る行為」が含まれることになる。**

特許権の効力は、「特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら」その方法の使用を申し出る行為にのみ及ぶ。

従って、今回の改正特許法によって、今後は、プログラムのオンライン伝送に対して権利行使が可能な範囲が広がるものと期待される。

【注】従来、韓国特許法では「記録媒体に記録されたプログラム」のみが特許の対象として認められていた。

### 2. フリータイプ明細書の提出及び匿名での情報提供を含む特許法施行規則改正令案を発表

- 施行日：政府部署の内部論議が終わり次第、2020年初めに公布される可能性があり、その後、施行日が確定する予定。
- 内容

1. **請求の範囲の提出猶予制度を利用する場合に、フリータイプの臨時明細書を出願時に添付することが可能になる。** スキャンファイル等の電子文書を提出することも可能になり、さらには、英語で作成された臨時明細書を出願することも可能になる。ただし、出願日から1年2カ月になる日までは請求の範囲を提出し、かつ、この時に臨時明細書の各事項を書式に合わせて補正しなければならない。出願日から1年2カ月になる日までに請求の範囲を提出しなければ、出願は取り下げたものとみなされる。また、請求の範囲の提出猶予制度を用いる場合には出願時の審査請求が不可能である。
2. 第三者による出願審査情報提供の利便性を向上させるために、**情報提出書の書式のうち提出人情報部分を選択的に記載できるように変更。** 具体的に、(i)情報提出書の提出人が情報提供内容の活用結果に関する通知を審査官から受けることを希望する場合には、提出人情報を記載し、(ii)当該通知を希望しない場合には、提出人情報を記載しなくてもよい。匿名での情報提供が可能になり、出願審査の情報提供が活発になると予想される。

【注】請求の範囲の提出猶予制度(特許法第42条の2)とは、請求の範囲を記載していない願書を提出した後に追って請求の範囲を提出する制度。

### 3. 韓国大法院、特許権の属地主義の原則の例外的な場合について判示

- 韓国大法院は、特許権の属地主義の原則の例外として、(i)特許発明の部品又は構成の全部が国内で生産され、(ii)これらの部品又は構成が既に発明の意図された目的又は効果を実質的に達成できる状態にあり、(iii)最終的な加工や組立のために海外の主体に輸出され、(iv)そのような加工や組立が極めて些細なものであるか簡単であって、通常の技術者が技術的な困難なしに行える場合であれば、国内で完成品が生産されたものと等しいと見なして該特許に対する直接侵害が認められるべきであると初めて判示した(韓国大法院2019.10.17. 宣告2019Da222782、222799(併合)判決)。
- 現行の韓国特許法には、直接侵害行為が自国の領域外で発生した場合における寄与侵害又は誘導侵害を認める米国特許法35USC § 271(f)のような規定は存在しない。従って、ある特許発明の部品又は構成の全部が国内で生産されたものの海外で組み立てられて完成品となった場合には、該部品又は構成の生産は完成品に係る特許の直接侵害行為又は間接侵害行為として認められていなかった(韓国大法院2015.7.23. 宣告2014Da42110判決等)。